

Title	参加民主主義論序説
Sub Title	An introductory essay of participatory democratic theory
Author	内山, 秀夫(Uchiyama, Hideo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1972
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.45, No.8 (1972. 8) ,p.28- 54
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19720815-0028

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

参加民主主義論序説

内山秀夫

はじめに

本論

第一章 現代の政治状況

第二章 現代への対応

第三章 参加と動員の政治力学

あとがき

はじめに

人間は本来拘束がないという意味で自由な存在である、という思念によつて、現実の諸拘束に眼をこらした時、理念としての「市民」が成立した。したがつて、市民は解放運動の所産である、という歴史的な認識もその理念に随伴することになる。この市民が近代民主主義を結実させることで、さらには民主主義を理念として普遍化する努力によつて、普遍性をもつた人間という範疇をつくりあげてきた。しかし、市民は市民たることを、一方では個人に見つめながらも、他方ではそれを制

度化するストラグルにみずから突入せざるをえなかつた。もちろん、このプロセスで、ブルジョワジー対プロレタリアートの、市民理念を突き崩すかもしれない問題に直面せざるをえなかつた。いわば、拘束を最も重大と認識し、それに戦いを挑んだ市民が、逆に拘束を人間に押しつけるというジレンマが出現したのである。

この状況は一応、両者間の物質的・精神的平均化をもたらずことで窮地を脱したとされた。K・レヴットはいう。「して見ると、『市民』は決してその問題性の故に死滅したのではない。それどころか健全になり、問題がなくなつたのである。それは強靱さと変化とによつて一五〇年の批判によく堪えてきた。そしておよそ市民性に対して特権を有する階級はもうなくなつたのだから、市民を生みだした解放運動はついに終結と転換に到達したわけである。」⁽¹⁾

たしかに、この市民理念は、民主主義に結実したことで個人を最高価値としぬいたし、民族を絶対化したファシズムを否定するだけの生命力を發揮して見せた。ということは、レヴットのいう「解放運動」が持続していたことを意味する。換言すれば、戦後の世界は、ますます、民主主義の独占的主張をめぐる状況を示しているといえる。これははたして「終結」と考へるべきなのか。それとも、持続するための「転換」なのか。

私がこの点を問題にするのは、現在の「民主主義は、実際にはどこにも存在しない人民主権と結合して、『歓呼の言葉』として従来長く使用されてきた……。現代民主主義は、全構成員から成る共同的政治形態と定義されるとき、まさに同一の檻に全く別種の政治的な竜と一角獣をうまく閉じ込めた、神話的概念を構成する」とR・J・プランジャーが指摘している状況を共有しているからである。

換言すれば、本論文は、民主主義を国家や社会のトータルな制度的状況に還元することなく民主主義を伸長させてきた、その生命力の核の部分に何と触れることによつて、現代の民主主義を混迷から救出する作業に着手することをもつて目的としている。それは、民主主義を創造した人間、それを飽きることなく発展させてきた人間、そしてそれを神話化した人間

の系譜の断絶することのない再生命化にはかならない。

(1) Karl Löwith, *Das Problem der bürgerlichen Gesellschaft von Rousseau bis Nietzsche*, 1937 柴田治三郎訳『ヨーロッパのニヒリズム』(筑摩書房・昭和三年)二二六ページ。

(2) Robert J. Pranger, *The Eclipse of Citizenship: Power and Participation in Contemporary Politics* (New York: Holt, Rinehart and Winston, 1968), pp. 3-4. 佐藤耀威他訳『現代政治における権力と参加』(勁草書房・一九七二年)六ページ。

本論

第一章 現代の政治状況

L・W・パイの指摘をもつてはじめることにしよう。すなわち、「この地球の四分の三を占める地域に住む人びとは、現在、新しい人間関係をつくりあげるといふきわめて困難な仕事に取り組み、自分たちでもその全貌を十分にはとらえきれない新しい社会において、みずからにふさわしい地位を得ようとつとめている。以前は、村落とか部族にかぎられた狭い視野しかもたなかつた人びとが、今日では、はるかに広い現代国際社会に属する一国家の成員としての自覚をもたざるをえなくなつた。市民と政治との関係は、最も制度の整つた国家においても、常に動いているものである。というのは、個人というものが、自分の属する集団にたいする感情や考えを、いささか衝動的に、あるいは慎重に、たえず調整したり再評価したりするからである。」⁽¹⁾

このパイの指摘の意味するところは、《市民と政治との関係》の発現が国家であり、その国家の実質である《関係》が固定されず、むしろ流動化を前提とし、さらに国家間関係としての「国際」的状况によつてその流動化が規定される、とするところにある。こうした状況にさらされた《市民と政治との関係》は、インテレクチュアル・ヒストリーの論脈からすれば

《新しい人間関係》の創設に集約される。

《新しい人間関係》の理念の始発点を近代市民理念に突きとめることは困難ではない。というのは、「人間」を神の従属物とする地位からもぎとつて、人間を独立の存在たらしめたのが、ほかならぬ市民理念だつたからである。その場合の人間関係は、自由と平等によつて担保された意味で新しかつた。この人間の生き方にもついた関係は、人間の個的存在の絶対性を強調しなければならなかつたがゆえに、個人存在は相対化されるというパラドックスを内在化したのである。いわば、「絶対性」に力点をおくかぎり《自由》が、「相対性」を強調する点で《平等》が主張されるというアンビバレンスをもちこむことになる。

このアンビバレンスは、「われわれは、自明の真理として、すべての人は平等に造られ、造物主によつて、一定の奪いがたい天賦の権利を付与され、そのなかに、生命、自由および幸福の追求の含まれることを信ずる。また、これらの権利を確保するため、人類のあいだに政府が組織されたこと、そしてその正当な権力は被治者の同意に由来するものであることを信ずる。そしていかなる政治の形体といえども、もしこれらの目的を毀損するものとなつた場合には、人民はそれを改廃し、かれらの安全と幸福とをもたらすべしとみられる主義を基礎とし、また権限の機構をもつ、新たな政府を組織する権利を有することを信ずる」というアメリカ独立宣言の一節によつて、《市民的自由》に結晶化されている。

ここで明らかのように、市民は権利主体としてみずからの地位を確定する。このことは、人間を絶対化しつつも、政府を形成し、その政府の改廃の主体とすること以上には、人間を高めようもない、とする樂觀がひそんでいる。換言すれば、自明の真理としての人間の平等と不可譲の権利が、自由および幸福の追求を内容とし、それを追求するための手段が政府であるとしたことに、人間における《理想と現実》が顔をだしているのである。また、こうした人間の状況を保証するのが、被治者の同意以外にはない、と信ずるという点で信仰が政治を律するところに、人間のぎりぎりの「政治」も露呈している

といわねばならない。

この信仰と政治が実は政治を動かす原動力になるはずだが、この宣言に仮託した人間の政治的営為は、政府をつくり維持する点に照準されることで、違った政治の力学をかもしだしてゆくことになる。すなわち、政治的営為は「合意」の形成とその神話化となつて、逆に政治と人間との乖離をもたらす。もちろん、ここで合意を安易に切り捨てることは不当である。R・A・ダールがこの点についてのべているところは含蓄の深い表現である。すなわち、「その社会の中で、政治的に積極的な構成員の有力な部分の間に普通ならば存在している政策にたいする基本的な合意こそ、政治より重要であり、政治を支援、政治を包摂し、政治を限定し、政治を決定するのである。この種の合意がなければ、いかなる民主主義体系といえども、選挙と政党の競合の限りないiraだちと挫折を長期にわたつて切りぬけて存続するわけではない。この種の合意があれば、政策上の選択肢にたいする論議は、ほとんどいつでも、広範囲にわたる基本的同意の範囲にふくまれているものにまですでに選びぬかれた選択肢群にかんする論議になる。」⁽³⁾

ここでいう政治的に積極的な人びとたちの間で普通ならば存在している《基本的な合意》というのが問題なのである。それは換言すれば、民主主義にビルト・インされた《合意の教義》とはなつてしまつていないのだろうか。この点にかんしてA・D・リンゼイのいうところをきいてみよう。

国民意識というものは、たとえどのような形で現われてこようと、それは一種の共属の意識であつて、国民はみずから進んで自分たちの意見や立場の相違を国家のために従属させようとする性格をもつております。いいえ、もつとそれ以上のものがふくまれています。それはある特殊な文化観念——すなわち共同社会がみずからのものとして表象している、いわゆる共同生活の様式にかかわるある種の大まかな理想といつたもの——と関係があるのです。そして、この観念は政治的な諸提案を判断する大まかな批判力のようなものとして、いつも国民の心のうちに実在しているものであります。すくなくとも、このような共通理解や共属意識のいずれもが実在しな

かつたり、あるいは他のもろもろの相違のゆえに、その影が薄れているようなところでは、民主主義が実際には成功しないということ
は、すくなくともはつきりした事実なのです。⁽⁴⁾

このリンゼイの《共属の意識》への確信は、彼の理性への信頼に結絡してはじめて意味をもつのであり、ファシズムとの
二者択一としての民主主義への意思によつて正当化される。

だが問題なのは、民主主義が他の政治原理と競合する位置になく、前述したバイの「新しい人間関係」の追求にかかわる
場合なのである。たとえば、「われわれが知つている民主政は、政治上の進歩として、最後の段階なのであるか。もう一
歩前進して、人間の権利を認め、これを組織化する方法に進むことはできないであろうか。国家が個人を、国家よりも高い
独立した権力として、国家の権力と権威との源として認め、そういうものとして個人を取扱うようになるまでは、真に自由
で開けた国家は決して現われないであろう」とソロー⁽⁵⁾がいい切つた、その問題が現在のわれわれの問題なのではないのか。

ここで提起されているのは、神を内面化することで人間の絶対性を主張し、権力の主体として人間を確定した状況であ
る。その場合、「権利」とは、なによりも、市民がそれから「近代」をもぎとつた絶対主義支配における権力に対抗すると
いう歴史的・現実的意味をもつている。ということとは、権利とは確実に権力の一つの様態である、という意味である。しか
も、「近代」を特徴づけているのは、支配と被支配が支配者と被支配者の実体に裏うちされていない、という認識である。しか
自由で平等な人間たちに実体としての支配と被支配はありえない。あるのは、ただ何らかの理由で、支配を役割として暫定的
に、担当するだけの人間である。

この《支配の虚構》は理念的に正当である。したがつて、支配の正当性は、この理念にもとづいた民主主義である限り永
続するし、市民の存在は危うくなるはずはない。しかしながら、こうした支配の虚構は二つの現実によつて、みずから破綻

することをさけられなかつた。一つは、この支配の虚構を担つた人間が、生活の自律的手段をもつという共通の特性をもつたブルジョワジーに自己限定されていた点である。ただ彼らの行動準則であつた自由と平等は、本来、彼らだけに限定された意味をもつていたにもかかわらず、自由と平等は、そのもつ普遍的性質のために、逆にブルジョワジーの限定性を破壊する力を發揮したのである。換言すれば、王や貴族をもつて人間とする状況から、生産手段をもつ者にまで人間を拡大する偉業をはたしたブルジョワジーは、その歴史的活力の根源である自由と平等の理念のゆえに、範疇としての人間の拡大にいよいよ努力する運命をみずから担わざるをえなくなつたといえる。

もう一つの現実、ブルジョワジーとしての市民が、それ以外の人間にたいする支配担当階級として、支配の実体を形成した点である。すなわち、虚構としての支配は、市民を支配主体とし、その他の人間を支配の客体とする支配の実体性を色濃くしていつたといわねばならない。歴史の語るところでは、市民の原理たる自由と平等は常に、支配者としての市民に對抗し、その自己閉塞性を打破する支配の客体の側でのチャレンジのシンボルとして鮮明であつた。しかも、このチャレンジは、政治における主体・客体関係の変質化を意味している以上、一国家にとどまることなく、世界的な規模での横結を顕在化するまでにいたつて、支配の実体性を確実化したといえる。

しかし、この危機は、一方では、新市民層としての労働者・農民の形成と権利獲得を既定の趨勢としつつ、他方では、ファシズムの登場によつて、違つた局面を示しはじめた。自由と平等への自由は、自由からの逃走という人類史の「逆転」に立ちかわねばならなくなつた。それは、自由と平等の垂直的深化を一時的に差しとめても、阻止しなければならぬ「逆転」が重大に立ちはだかつたことにほかならない。そして第二次大戦が戦われ、逆転状況が矯正される契機を人間はとり戻した。だが今度は、自由と平等は、植民地の解放と旧ファシズム諸国の民主主義的再生を軸として、水平的な拡充というダイメンションで展開されてゆくことになつた。

そこでは、自由と平等は、いわば、民族を一つの単位とする国家間の関係で追求される質の問題であつた。第三世界の成立は、この状況の歴史的表現だといえよう。それはむしろ、国家間関係における支配の主体と客体との関係を隠蔽する表象のような観を呈した。しかしながら、第三世界は客体の位置を容易に、そして急速に脱することで、人間の世界政治における一つの主体を主張し確立する状況をつくりだした。これが《第三世界の革命》といわれるものである。

この政治主体の形成のしかたは、前述した国家社会内における自由と平等の垂直的深化に一つの重大な衝撃をあたえた。この衝撃に中国における共産主義革命が加わつたことは確実である。それは、従来唯一絶対的な真理としての民主主義にたいする疑惑感をもたらした。B・シュワルツはいう。「いまや、絶対的な社会政治的真理なるものは、あらゆる側で相対化されつつあるし、また当初のふれこみよりもより限定的な意味しかもたないことが示されつつある」⁽⁶⁾。

換言すれば、制度の理念と化していた民主主義の理念が、自由と平等を発条として、支配の主体・客体関係を突きとめたところで、人間の理念に回帰する方向をとり直したのが現代だといえるのではないか。あるいはまた、リンゼイが《共属の意識》として認識した人間の理性が、逆に国民ということではじめから予定されている状況にたいする疑義の表出といえないことはない。

それは、アメリカの政治学、とくに新興諸国の政治の様態に焦点をあわせた比較政治学が、その政治状況を政治過程として先進諸国のそれに類似する点から発足して、政治的近代化と認識しなおし、さらに政治発展ととらえなおさざるをえなかつた、その方法論的変遷にはつきり見てとれる認識の転位に明らかである⁽⁷⁾。

アメリカ人が国家の存在を疑わないことは、彼らの建国そのものが思想的なイベントとして重大であることから当然のことである。しかし、この場合、「国家へ⁽⁸⁾の意思」が個人を捨象した形で独自の存在としてくくられてしまうと、人間を内実としない国家主義となつて、世界史を貫徹する縦糸が見失われてしまうことになる。

したがつて、現代の民主主義は、今回は国家をも否定する可能性をもつた政治原理として個人に迫まりうるような形で提出され、それがどこの地点で社会の統合原理として作動し、個人を社会につなぎとめるか、についての可能性をもつ形で想定されねばならぬそうである。こうした可能性模索の新しい次元は、したがつて、何度ものべるように、自由と平等の新しい内実を求める市民の形成という歴史的コンテキストに沿つてはいる。その沿いかたが問題なのである。

- (1) Lucian W. Pye, "Introduction," to Lucian W. Pye, ed. *Communication and Political Development* (Princeton: Princeton University Press, 1963), p. 3. N.H.K放送学研究室訳『マス・メディアと国家の近代化』(日本放送協会・昭和四二年)一—一—頁。(傍点≡引用者)
- (2) 「一七七六年七月四日、コングレスにおいて一三のアメリカ連合諸州の全員一致の宣言」・『人権宣言集』(岩波文庫・昭和三年)一一四—頁。(傍点≡引用者)
- (3) Robert A. Dahl, *A Preface to Democratic Theory* (Chicago: University of Chicago Press, 1956), pp. 132-3. 内山秀夫訳『民主主義理論の基礎』(未来社・一九七〇年)・二四八—九—頁。(傍点≡引用者)
- (4) A. D. Lindsay, *The Essentials of Democracy* (London: Oxford University Press, 1929), p. 49. 永岡薫訳『民主主義の本質』(未来社・一九六四年)・八八—九—頁。
- (5) Henry D. Thoreau, "Civil Disobedience," in Hugo A. Bedau, ed., *Civil Disobedience: Theory and Practice* (New York: Pegasus, 1969), p. 47. 斎藤光訳『市民の反抗』(世界の思想7『アメリカの建国思想』。河出書房・昭和四一年)・二四八—頁。
- (6) Benjamin I. Schwartz, *Communism and China: Ideology in Flux* (Cambridge: Harvard University Press, 1968), p. 35. 前田寿夫訳『共産主義と中国』上(時事通信社・昭和四四年)・五六—頁。
- (7) この認識的転位の意味については、拙著『政治発展の理論と構造』(未来社・一九七二年)とくに第一部「政治発展の理論構成」を参照されたい。

第二章 現代への対応

「現代の政治状況における変動は、どうしたら確認しうるのか。表面的には、そうした変動はまったく見てとることはできない。変動が部分的に可能なのは、それが気づかれぬ場合が多いためである、すなわち、変動は通常、現状を維持するという名の下で行なわれるからである。」⁽¹⁾この言葉は、紛争の政治的意義を徹底的に追いつめた、みずから現実論者と名の

る一政治学者のゆきついた認識である。

彼、すなわち、E・E・シャットシュナイダーは、その追求のさなかで、「デモクラシーにかんする理念の混乱の打開こそ、政治学者にあたえられた課題であるように思われる。われわれが必要としているのは、現に活動している政治体系のいとなみの諸事実を説明する現代的なデモクラシーについての定義、すなわち、展開途上にある現代的政治状況における民主主義的要素と反民主主義的要素とを区別する定義である。アメリカン・デモクラシーの大きな欠陥は知的なもの、すなわち、実用に耐えるすぐれた定義がないことである」とはつきり指摘している。

前章では、むしろ現代の政治状況を人間の歴史的な観点からとらえようとしたのだが、この《現代的な民主主義についての定義》を求める作業としての次章を導くために、本章では、現代民主主義を政治学的に整理してみることにしたい。

現代の民主主義を問題とする知的な姿勢をつくりだす契機となつたのは、《戦後世界》の開幕であつた。ここでは、西欧古典近代社会をモデルとする人間の経験が、戦後世界の重大な部分を構成した第三世界の人間の経験を先導する、という予定があつた。第三世界における「新興諸国は、移動が制限され、利用可能な富が固定化され、よりよき生活への着実な進歩の見こみがまつたく不明であり、家族以外には相互信頼がほとんどなく、一般市民が完全に無力感をもち、比較的広い政治的一体意識から自分の目標をひきだし、またそれに自分の目標を浄化してゆく程度がむしろ低い状況下で、自国の政治的宿命の形成に参加してゆこうとする」⁽³⁾、自決の意思をもつて、第三世界の人間の経験は、西欧近代市民の経験と同質と見なされたのであつた。

しかし、この同質性はほぼ、自由民主主義の理念への結合と、アングロアメリカ型の政治体制に依る可能性の追求に接続するはずであつた。しかしながら、ここでいわれた《自国の政治的宿命の形成に参加してゆこうとする》ナショナルリズムの表出と、近代的国家の現実の建設との間には、たいへんな落差があつたことを先進諸国は認めざるをえなかつた。すなわ

ち、「態度、価値、利益は、その根拠を政治領域の外部にもつており、社会のなかで価値と利益の配分を認識し、それを組織化し、さらに次にそれを均衡させ、混合することによつて、もつとも受け入れられやすい公共政策を生み出すことが、おそらく政治の本質に含まれるという主張」⁽⁴⁾に見られるような古典的な西欧民主主義理論にもとづいており、したがつて、ナショナリズムは原初形態の政治としては適格であるとされてきたにもかかわらず、単なる願望以上のレベルに達せず、ましてや国家形成の原理としての権力意思の問題が欠落していることで、新興諸国は西欧的な意味で人間の国家としては力なく落込んでゆくのである。

その場合、西欧的には「国家の形成」は歴史的事象以外のなものでもなく、したがつてその歴史の意味は次のようにとられていたことを銘記しておかねばならない。

われわれは歴史の過程を、そこにおいてコミュニティが民族を構成し、次に民族がその基礎的価値を表現することによつて、それ自身の明白な国家構造を制度化するものとして理念化することを欲した。だが他方では、国家構造はそれ自身の強力な自律性をもつことができ、民族と民衆の意思の主張を抑圧しようという見方にも傾いていた。⁽⁵⁾

この「歴史の過程」は、みずからの基礎的価値の確認を果たして独立したばかりの新興諸国が、制度を輸入するだけの手続きで短縮できるはずもなかつたし、みずから望みもしなかつた。性急だつたのはナショナリズムではなく、西欧民主主義の方であつた。ナショナリズムが民主主義に疑問を投げかけるよりも、民主主義がその性急さのために、民主主義の実効性を疑つたのは、まさしく歴史のアイロニーであつたといわねばなるまい。ここから、パイが鋭く指摘したように、国家建設において構造の重要性を主張する者と、文化的価値や態度を第一義とする認識にたつ者との分裂がでてくることになる。

当時、政治学における有効な概念としての政治体系理論に依つた人たちが、当惑したのは、まさにこの時点であつた。パインの反省は続く。「正当性の概念が、社会の基礎的価値と態度の單純な反映であるというように、われわれの政治体系モデルに結びつけて考えられすぎると、価値にかんする基礎的合意がない状況での正当性確立の可能性が排除されてしまうのである。ところが、移行社会に存在しているのは、こうした価値にかんする基礎的合意がない状況にはかならないのである。」⁽⁶⁾

この反省は、第三世界における人間の経験が、西欧近代民主主義の現代的範型としてのアメリカ民主主義をほとんど無意味にしているところか、《価値にかんする基礎的合意》とされてきた合意の意味内容の検討にまでゆきつく可能性をもつものであつた。換言すれば、新興諸国における国家の「正当性は、市民の価値とパーソナリティを變更させるのに、権力を用いると公約することにかかつている」⁽⁷⁾のだから、個人による個人の自律の維持と、そうした個人が社会的動物として国家に自己を寄託する二律背反を軸に成立していた現代の正当性根拠は大きく揺れ動くことになる。

しかし、この状況は何も特殊現代的な歴史状況ではなく、むしろナショナリズムを支えているエネルギーにはかならないのである。文化的な意味でエリートとマスの分裂があり、またマスの方は部族とかコミュニティにたいするパロキアルな忠誠によつて人間の生活を営んでいる状況は、ナショナリズムという情動的で上からの権力指導的な力学でなくては国家にまでまとめあげられたものではない。ただ問題なのは、かつての民族自決原理の作動の時代と違つて、こうしたナショナリズムが、より高次の政治原理たる民主主義に収斂する気配を見せないことである。

この点に関連して、もう一つの重大な点は、こうしたナショナリズムのありようが、民主主義にたいしてあたえる衝撃である。いわば、現代のナショナリズムは、普遍的政治原理たる民主主義への確信に楔を打ちこんだといえるのである。それが先にのべたシャットシュナイダーの「アメリカン・デモクラシーの大きな欠陥は知的なもの、すなわち、実用に耐えるすぐれた定義がないことである」という認識にオーバーラップするところに、現代の混迷をはつきり見てとることができるの

である。

こうした新興諸国の様態に突き惑わされて、ふとみずからを顧みた時、絶対的範型としてのアメリカ民主主義の歴史性が危機に瀕する。それは次のような形をとる。「大衆は行動すべきであるとか、大衆がしたがるらないこと、できないこと、そしてやるにはあまりにも意見がありすぎることを、われわれが一般大衆にすることを励行させようとするのだ、という一元論的デモクラシーの規定からでてくるしかたでは一般大衆は動かないから、われわれがデモクラシーにかんして傍観的になるのである。この場合の危機は、デモクラシーの危機ではなくて、理論の危機である。」し、デモクラシーとは「一般庶民の要求に感受性をもつべく構想された政治体系なのである」にもかかわらず、「デモクラシーの共通した規定から一般大衆に課された要求と、一般大衆がこうした要求をみたす能力との間の不均衡によつて創りだされた理論的陥穽から、われわれが抜けだすために、知識人は何もしなかつた」という痛恨があふれてくる。かくして《現代への対応》がでてくる。

そもそも政治は、近代を画期として、ふたたび人間のいとなみとなつたのだが、そこでの政治の担い手、つまり政治の主体たる人間にとつて、政治への参加は価値というよりも規範であつたはずである。規範としての政治参加であつたがために、ジェームズ・マディソンは《多数者の専制》をおそれた。しかし、市民の拡大は、この規範を社会的価値に変形する過程であつたといえるのではないか。すなわち、参加は参政権として配分の対象となつたのである。

したがつて、この論脈からすると、参加は制度化されうるものであり、かくして、代議制を支える基礎となつたのである。このことは、規範は本来制度化しきれぬ、という点で人間の生への意思をかきたてる手がかりになるはずが、そうした生命力を本源的にもたない性質のものになり終わる可能性を明らかにすることを意味する。むしろ、社会的価値として配分され、その配分が制度化され組織化されたところに、質の政治から数の政治・量の政治への路線が姿を現わし、意味をもつてくる。

この歴史的過程を知的にとらえた時、プールは次のように展開する。すなわち、古典的な解釈からすると、大衆の政治参加は媒介組織を通じて政治的不安定にいたるのだから、媒介組織を経由することのない政治参加によつて政治的安定をもたらすことが問題である。この参加—媒介組織—政治的不安定のリンクの問題は、トックヴィルが、一方では大衆の政治参加が政治的信従に帰結し、他方では媒介組織は不安定に通ずる、この二つの軸を対立的に認識し、その両者の均衡をもつて政治の意味を確認することで解決を考えた。

こうした思考方法にたいして、現代の政治学は、大衆組織が社会を不安定に陥れることなく、新たに参加した大衆と彼らが生活している社会をつなぎとめる接着剤となることを指摘し、逆に、こうした組織の発達によつてこそ民主化は可能だ、とする立場を堅持する。しかし、こうした大衆組織への信頼が、政治過程における主過程を政党が担当し、副過程を圧力組織が担う、と機能的に、さらにはまた制度理念的に確立されてしまった時、今度は《政党・集団の神話》に祭りあげられていつたことは否定できない。

だから、シャットシュナイダーは、「政治の核心をなすものは、まず第一に、一般大衆が紛争の拡大に参加する様式であり、第二は、一般大衆と紛争との不安定な関係が制御される過程である」⁽⁹⁾とし、「組織と紛争との関係、政治的組織化とデモクラシーとの関係、そしてアメリカ国民に開かれている組織上の選択肢にかんする一つの理論を設定すること」⁽¹⁰⁾に彼の知力を投入し、政治の意味を紛争に求心しつつ「政治抗争の結果は一般大衆が紛争に参加する規模によつて決定される、というところでもし正しければ、政治についてこれまで書かれてきた多くのものは意味を失うにいたるし、またわれわれは現在、政治にかんする考え方における革命状況におかれていゝことになる」⁽¹¹⁾と明記するのである。

この紛争の政治的意義を強調する認識は、すでに現代アメリカ民主主義ばかりでなく、民主主義と第三世界ナショナリズムとの相互規制関係を媒介としつつ、民主主義と社会主義との連関を含めて、世界大での政治変動を強調する私の認識につ

らなつてくる。そこでは、政治は変動を常態とし、変動を常態とすることによつてのみ、人間の可能性追求としての政治のならなる発展を考へることが出来る。

これを認識の基礎とした時に、状況を抽象化し理念化する理論化の作業と、状況を確認するための分析概念の推敲に着手する知的責務の正当性が主張できるはずである。このための試論を次章でのべることにした。

- (1) E. E. Schattschneider, *The Semisovereign People: A Realist's View of Democracy in America* (New York: Holt, Rinehart and Winston, 1960), p. 128. 内山秀夫訳『半主権人民』(而立書房・一九七二年)。一七三ページ。
- (2) *Ibid.*, pp. 130-31. 内山訳、一七三ページ。
- (3) Hihel de Sola Pool, "The Public and the Polity," in Hihel de Sola Pool, ed., *Contemporary Political Science: Toward Empirical Theory* (New York: McGraw-Hill, 1967), p. 46. 内山秀夫訳「大衆と政治体制」・内山他訳『現代政治学の思想と方法』(勁草書房・一九七〇年)・八三ページ。(傍点＝引用者)
- (4) Lucian W. Pye, "The Formation of New States," in Hihel de Sola Pool, ed., *ibid.*, p. 189. 石川一雄訳「新興諸國の形成」・内山他訳、前掲書一五二ページ。
- (5) *Ibid.*, p. 190. 石川訳、一五二ページ。
- (6) *Ibid.*, p. 196. 石川訳、一〇二ページ。(傍点＝引用者)
- (7) *Ibid.*, p. 196. 石川訳、一〇二ページ。
- (8) Schattschneider, *op. cit.*, pp. 134, 135 and 136. 内山訳、一八三、一八四および一八五ページ。(傍点＝引用者)
- (9) *Ibid.*, p. 3. 内山訳、六二ページ。
- (10) *Ibid.*, p. vii. 内山訳、一〇二ページ。
- (11) *Ibid.*, pp. 5-6. 内山訳、一〇二ページ。

第三章 参加と動員の政治力学

その状況を『社会的流動化』にとらえたのは、新興諸國に目をこらした政治研究者の知性であつた。そして、この『流動

化》を手がかりとして、評価をとまわずに、状況を透視する姿勢を彼らは共有し、「社会的流動化とは、伝統的生活様式から近代的生活様式へと移行しつつある諸国に住む人たちの実質的部分に発生する全面的な変動の過程である。それは、住居、職業、社会背景、面識仲間、制度、役割そして行為・経験・期待、そして最後に、個人的な記憶の様式、新しいパターンの集団加入および個人的な一体性の新しいイメージへの要求をふくむ要求の様式の変動といった、多数のより個別的な変動の諸過程をまとめあげる概念を意味している。……社会的流動化とは、……古い社会的・経済的・心理的なコミットメントの主要な部分が浸されて崩壊し、人びとが社会化と行動の新しいパターンを身につけてゆく諸過程と定義することができ⁽¹⁾」と認識した。

これは確かにすぐれた認識であつた。というのは、普通ならば、政治的安定をもつて是とする評価によつて、否定的に状況を見下すことがなかつたからである。しかも、この定義は、この状況の経験的分析の可能性を色濃く提示している点で意味があつた。同時に、現行社会はすべて《移行社会》であるという共通の認識をそれに加えるならば、全面的変動はすべての人間社会の特性である、ということになつて認識の狭隘化は防がれる。しかしながら、A・エチオーニがいうように、「流動化とは、経済的・政治的・社会的たるとをわず、社会単位のエネルギー源の所在をつきとめる分析的疑問にたいする回答である⁽²⁾」のだから、分析概念としての性質が強いといえる。

それはむしろ、全社会的に状況を《流動化》とつたことに理由があるのではないか。換言すれば、《流動化》状況をひきおこした人間の契機の問題がそこに欠落しているといえる。だから、この《流動化》論は、人間の意思ないし意図とかかわらせねばならなくなる。ただここで、伝統的生活様式を離脱しようとする近代への意思としてしまうと、《近代》が理想化されて、歴史必然とおきかえられ、近代化論の初期にみられた直線的進化論となつて、ふたたび人間の意思を欠落する危険性がでてくる。

D・アプターが「現代世界に現在見てとれるものは、広い範囲にわたつて存在している適応型の政治体系である。その中にあつては、最もしつかりしたものですら脆弱である。……ほとんどすべてが人民主義的であり、現実的な意味では、反民主主義的ではなくて、主として民主主義以前である⁽⁴⁾」として彼の基礎認識を提出している、その方法論の方が私にはうけとりやすいのは、彼がズツポリと状況にひたり切る意思をもたないからである。

彼の方法論は、人間にとつての特殊な種類の希望としての「近代化」に発端している。そして近代化の研究は、第一原理の追求という、われわれ政治学徒のもつ知的遺産の継承につながるはずである。それは、道徳的な思考様式と分析的な思考様式との統一、が現在のわれわれの課題にほかならないことを示している。したがつて、アプターは《社会理論と哲学との接点》をたえず追求することになる。そこで《選択》が彼には決定的になつてしまう。しかし、彼の立場は「便宜的な名称をあたえられていない」のであり、「規範的・構造的そして行動的用語による二者択一状況の分析から生じた選択の理論がふくまれている。「これは」決定論の世界ではなくて、確率論的な世界にもとづいており、その根本原理は、自由と選択との間には関連があるということ、そしてこの関連性を理解することが社会分析の目的なのだ、ということである。この種の見解では、選択をする人間が、選択の道徳的結果と物質的結果の両者を批判的に意識しているところに、自由が存在する⁽⁵⁾」とここに帰着してゆく。

ここでは《意識的人間》の措定があるし、その意味で《自由》が有意である。しかし、問題なのはこの措定そのものであることはいふまでもない。また、その措定に疑問符をつけた意味で、自由も問題なのである。結論論にいうならば、現代における自由のあり方を探し当てようとするのが、われわれの課題なのだといえようか。

われわれの知性史は、この意識的人間を《市民》と理念化している。すなわち、自由と平等という価値を奉じきつた人間にたいして、市民以外のタームを使うことは、かえつて混乱するばかりである。したがつて、現代の《市民》についてゆけ

ば、当然のこととして、現代の自由と平等に突き当るはずである。この論点をつくために、R・J・プランジャーをひきあいにだしてみよう。

プランジャーは次のように、現代市民についての一般的理論化を提示している。まず第一に、社会の政治空間を限定するのは、その社会の基本的な政治的構成員の様態である、と彼はいう。しかも、この空間は、実体的な主体と客体の知覚との二重構造によつて構成され、この二重構造によつて、市民の政治が意義づけられ、さらには体系化され、またその意義の秩序化が行なわれる。

第二に、この主体のもつ期待を包含する空間を支配する政治文化があつて、それが市民の関心を一定の方向に嚮導する。第三は、この政治文化に二つの理想型、すなわち、市民に自己を直接的に管理するための主たる責任を賦与する《参加指向型政治》と、権威ある決定をくだすための最も重要な政治的責任を、市民集団に代わつて、もしくはそれを無視して行動する一握りの少数者に授与する《権力指向型政治》が識別されている点である。⁽⁶⁾

もちろんプランジャーは、参加と権力の二つの指向型政治が理想型であることを十分理解している。だから、参加と権力が理念的に識別されるにしても、当然のことながら、現実にはたいする理解のためには、この両者からの突きあわせが前提となるはずである。これを彼は第四の一般化としている。第五の一般化は、西欧における政治行動の支配的イメージを、権力指向型政治の一変形としての代議政治に見つめる点にかかわつている。ここでは、制度的レベルで参加と権力を結合させ、それをもつて正統理論の具現化と称する近代市民理論が、実は、参加と権力の隔絶があり、さらに主要な政治的決定は、この隔絶によつて、市民活動の影響力を免れる、という点で理論的欠落を露呈したのである。ということとは、代議政治が結局は参加指向型文化にもとづいていられるにしても、指導者層を演技者とし、市民が観衆となる政治に変形することになる。⁽⁷⁾したがつて《監視の眼をもつた市民》⁽⁸⁾像が浮びあがつてくる。「社会が一層複雑になるとき、近代の発展が生んだ典型的パ

ターンたる代議制は、唯一の政治的解決であるように思われる。けれども、そうした複雑さは、ただために、議員をさらに一層選挙民から孤立させるばかりであつて、遂には代議制を破壊し去り、さまざまなより寡頭政的な権力形態に導くのである。代議制は——(少なくとも名目的には)普通の市民が自己を支配する民主主義の一形態とされているが——厳格にヒエラルヒー的な構造へと、ますます無内容に合理化されているのである。⁽⁹⁾

プランジャーが現代市民性についての六番目にあげている一般化は、代議制の政治文化にしても、権力の文化と同様であつて、指導者に有利で被治者に不利なイデオロギーを展開している事実である。だからプランジャーの「けだし代議制とは、参加の名においてリーダーシップを馴化するものであるか、あるいは少なくとも、民主主義的な多様性の中でこうした機能を果たすものである。他方、代議制は、実際、常に権力(少数者が支配し、大多数がそれに従属する)は生活の不可欠の部分を構成している、という仮定から出発しているのである。この仮定から帰結するのは、代議制は、市民の政治的洞察力を、人民支配という麻薬的な喜びでくもらせることによつて、権力指向型政治に利するように参加を馴化している⁽¹⁰⁾」という指摘は、代議制の歴史的倒立を示唆して興味深いものである。

こうした現代市民性の一般化から、プランジャーは二つの問題を確認する。一つは、「代議制の政治家に突きつけられた重要な課題は、非代議制的な参加諸領域——そこでは、市民が自発的協同の精神に立つて、一定の争点や事件にかんして、みずからの政策を直接的に創出している——を説得して、適正な手続きに従い、かつ正統的な代議諸制度との同盟を形成するようにさせることである。⁽¹¹⁾もう一つは、「市民の主要な課題は、政治的ヒエラルヒーにおける一人の代弁者として、他の人びとの代表者となることではなく、自己をそのまま主張すること、そして直接のかつ自発的に公的な事業の創造活動に参加することである。彼が参加するとき、彼はあたかも一つの象徴がより複雑な現実を表現できるように、その成員の連帯した努力から流出する一つの政治を表現できるようになるであらう。こうした参加状況においては、権威・権力そして目標達

成は、個性的な創造活動にともに参加するという経験以上に、重要な意味をもたないであろう」という問題である。⁽¹²⁾

この問題提起の底には、代表者が支配権をにぎり、市民が被支配者として存在する、現代政治——それを民主主義による政治といつて差しつかえない——についての現実的な認識が横たわつてゐる。かくして問題は、こうした支配を一举に否定するのではなくて、この支配を現実としつつ、そこに《もう一つの政治》、すなわち市民を主体とする政治をどう発現させるか、という理論的構想となる。

私は《もう一つの政治》という表現を使つた。というのは、政治は現在、社会における価値の動員と配分を中心として作動しているからである。したがつて、先進国革命と称された状況は、ほとんど、社会的価値（＝資源）の配分にかんする平等への要求を中心とする《配分革命》であつたことはいうまでもない。しかし、ここでの問題は、いつたいどれだけの資源が動員されたのか、被支配者側には不明だし、またその資源の動員にたいする優先順位の確認が抜けている点である。かくして、配分革命にあつては、政治の主体と客体がそのままの形で措置されており、支配者の政治文化と被支配者の政治文化が断絶したままで存続することを認めることになる。問題なのは、だから、この両者の文化における価値契機であり、それを検討する要請が内在化しているといわねばならない。

この価値契機を論ずるために、《二つの政治》を統治と政治に區別しておきたい。その場合、統治は、現行の近代市民政治理念にのつとつた虚構の支配を意味する。そして、政治とは、現代を契機として新たに発現しうる可能性をもつた人間の積極的いとなみとする。統治は、前述したごとく、人民の代表が人民の委託を受けて、みずからの価値選択の優先順位をナショナル・インタレストあるいは国民の福祉として正当化し、社会内の資源動員を計画し、それを配分する統治主体を中心として動いてゆく。その場合の国民は統治の客体である。だから、この統治に参加するということは、制度化された権利をもつて、配分の平衡を要求するだけ、を意味する。この論脈での参加を《政治参加》とよびたい。すなわち、政治参加とは、

常に統治の客体としての自己を大前提とした参加であつて、歴史の主体とはなりえないものである。これは《合意のなかの参加》ともよびかえうるものである。

しかし、「参加市民は、自分の全時間の中の一定部分と彼の情緒的エネルギーの適当だけを政治に捧げるだけである」にしても、「政治過程が、意図された結果をもたらしようが、その意図された結果とは、かなり非人間的で非即時的な種類のものだ」という確信をもつ市民である」ことを発条にして登場した人間は、はたして、この統治客体として自己を維持できるだろうか。彼らは、統治主体が支持を求める限り、その代価が参加であることを知つてゐる。彼らは時間にしてもエネルギーにしても全量を政治に傾けないだけの、統治にたいして身をひいた部分的な政治的人間なのである。いわば、統治に全身をとらえられた意味での政治的人間でない存在が明確になつてゐるといわねばならない。

こうした人間たちを従来の政治理論は無関心層とよんできた。しかし、よく考えて見ると、現在の政治をいろいろ統治者と過激少数派との間にあつて、彼らが無関心層であるとはいえないことが明らかである。彼らは中立集団であり、実はこの中立集団が現在の多数派を形成している。カール・シュミットの友敵理論をもちだすまでもなく、統治者はこの多数派中立集団を味方にひきつけるべく、あらゆる手段を用いる。しかし、彼らはそれに動ずることもなければ、過激少数派に組することもない。あたかも彼らは、政治にデタツチしているために、永遠の中立を守るかのようである。⁽¹³⁾

彼らは現実には統治の客体である。しかし、彼らにたいして、従来の主体・客体関係をあてはめることは無理である。彼らは、なぜなら、支配権力の担当者たるべき意思をもたないからである。私はこうした人びとを《市民》とよぶことをためらわない。本章の冒頭でのべた《流動化》の主体は、実は彼らだからである。これは前述のプランジャアの抽出した現代の市民性を具体化する人たちである。さきにプランジャアがとりだした問題を、ここで別の論脈で考えるために再録すれば、「政治的ヒエラルヒーにおける一人の代弁者として、他の人びとの代表者となることではなく、自己をそのまま主張するこ

と、そして直接的かつ自発的に公的な事業の創造活動に参加すること」が彼らの参加様式であり、また彼らに参加するときには「あたかも一つの象徴がより複雑な現実を表現できるように、その成員の連帯した努力から流出する一つの政治を表現できるようになるであろう。こうした参加状況においては、権威・権力そして目標達成は、個性的な創造活動にも参加するといふ経験以上に、重要な意味をもたないであろう」⁽¹⁵⁾ ような意味を抱いて政治の水面にでてくる彼らの参加を、さきの《政治参加》と区別して《市民参加》とよびたい。

この《市民》を制度的に規定することができないことはいうまでもない。人種別、性別、年齢制限などはもちろん意味がない。彼らを規定できるとすれば、彼らは何らかの形で《参加》潜在力をもつだけの、政治にたいする絶望や自己疎外を拒否するにたる自己規律をもつている点だけであろう。すなわち、《市民》は何よりも人間である、ことを要件とする。

彼らが中立集団として、政治の水面に浮上しない状態でいられないのは、より複雑な現実を表現できるような一つの象徴——たとえば、反戦平和、人種差別、核兵器、公害——にことかかないからである。彼らが人的資源として統治主体に動員されることはありうるし、またそれを承認することも十分にある。ただ動員対象たる資源が、彼らの価値の優先順位に占める位置と、統治主体側のそれとが決定的に異なつた時、彼らは参加者となる。

したがつて、彼らは権力への意思を体现する形での主体性を發揮するものではないが、最も普遍的な象徴に依拠して参加するのだから、統治主体よりもその主張するところは高次であり、必ず人間の生存にかかわる本質的な問題提起者として登場する。かくして、彼らは言葉の本来の意味での《政治主体》を担当するといえる。

もちろん、統治主体が、市民参加を強制力によつて否定することは容易である。しかしながら、以下にのべる市民参加の二つの可能性は、強制力の行使を制動すると思われる。一つは、市民参加の契機になるものが人間生活を持続しうるための環境的要因に依拠している点である。したがつて、彼らの参加動機は単なる部分的エゴイズムとはいえない。必ず、それと

同種ないし類似の問題状況が多元的に存在し、ある噴出は他を誘発させる。マス・コミュニケーション・メディアの存在は、問題の所在を確実にナショナルライズしないではおかない。かくて、エゴイズムは多元発生的な状況を呈する。また、コミュニケーション・メディアの国際化が、こうした市民の突出状況を世界大に拡大することは、人種・大学はたまた反戦運動に明瞭である。

この市民の状況は、もう一つの問題を掘り出すことで新しい可能性を突きとめた。それは文化の多元化である。従来までは、西欧民主主義とか社会主義的民主主義、あるいは民族ないし国家が文化単位であつたが、それを支えていたとされる成人文化の普遍性の呪縛がとけ落ちた。国民文化は、だから、最低限度、成人文化と青年文化、男性文化と女性文化（それに入種文化が加わる場合が多い）といった文化混成体である。こうした文化体系が、動員を契機に、さまざまな形で価値序列を中軸として対立抗争を展開することこそ、《流動化》の實質にはかならない。

しかもこうした文化体系はそれぞれ、国家や民族の枠をこえて、国際的に成立しているところに普遍性の争いが生じうる。おそらく、この国際化状況を阻碍する政治体制は存立の岐路にたたされる。

こうした状況をつくり出す《市民参加》が特定のイデオロギーと結びつかないことこそ、現代の特性を表現している。しかも、暴力の行使もありえない。なぜなら、暴力は統治主体側の強制力発動に正当性をあたえ、この正当性は、より普遍的な正当性をもつた問題をも非正当化するだけの機能を發揮しうるからである。もちろん、参加が暴力をとめない、それが強制力によつて消滅したにしても、多発化し、いよいよ多発化するだけの正当性をもつた価値主張であれば、統治主体がそれを優先的に動員しないわけにはゆかない。

何よりも、《市民参加》は、支配者を支配者としてまつり上げることのない《平等》に裏うちされており、参加すること、自由と参加した時の平等の点で、現代の自由と平等の可能性をもつている。

- (1) Karl W. Deutsch, "Social Mobilization and Political Development," in Roy C. Macridis and Bernard E. Brown, eds, *Comparative Politics: Notes and Readings* (Homewood, Illinois: The Dorsey Press, Revised ed., 1964), pp. 641-2. (傍点=引用者)
- (2) この点がかんしては、拙著『政治発展の理論と構造』(未來社・一九七二年)第一章「政治的近代化の理論と問題」を参照された。
- (3) Amitai Etzioni, "Mobilization as a Macrosociological Concept," *British Journal of Sociology*, Vol. XIX, No. 1, September 1968, p. 244.
- (4) David E. Apter, *The Politics of Modernization* (Chicago: University of Chicago Press, 1965). 内山秀夫訳『近代化の政治学』上(未來社・一九六八年)三一一―三二二頁。
- (5) *Ibid.*, 内山訳 三六二―三六三頁。この《選択》の問題はアメリカ民主主義の危機論の中で共通して重大視されている。たとえば、シャットンユナイダーと「ネオクラシーとは、競争的な政治組織と指導者によって創られた選択肢の中のどれかを人民が選択する権利をもった政治体系である」とのべて、選択の意義を主張している。Schattschneider, *The Semisovereign People* 内山訳 一九三二―三三頁を参照された。
- (6) Robert J. Pranger, *The Eclipse of Citizenship: Power and Participation in Contemporary Politics* (New York: Holt, Rinehart and Winston, 1968), pp. 11-12. 佐藤瑞成他訳『現代政治における権力と参加』(勁草書房・一九七二年)一五―一八ページ。
- (7) この観衆としての市民の問題はそのまなネガティブに必要はない。この点については、Schattschneider, *op. cit.*, 内山訳 第一章「紛争の伝染」をも参照された。
- (8) オトマックス・von 照思は「J」に照思する。 Cf. Walter Gellhorn, *Ombudsman and Others: Citizen's Protectors in Nine Countries* (Cambridge, Massachusetts: Harvard University Press, 1966).
- (9) Pranger, *op. cit.*, p. 14. 佐藤他訳 三二―三三頁。
- (10) *Ibid.*, p. 16. 佐藤他訳 三六―三七頁。
- (11) *Ibid.*, p. 16. 佐藤他訳 三六―三七頁。
- (12) *Ibid.*, p. 17. 佐藤他訳 三八―三九頁。
- (13) Ithiel de Sola Pool, "The Public and the Polity," in Pool, ed., *Contemporary Political Science: Toward Empirical Theory* (New York: McGraw-Hill, 1967), pp. 40-41. 内山秀夫訳『大衆と政治体制』内山秀夫他訳『現代政治学の思想と方法』(勁草書房・一九七〇年)七四―七五ページ。
- (14) この中立集団を政治的に活性化し組織化して、一つの指向に結びつけた時に、現代のファシズムは始まる、と私は考えている。
- (15) (12)と同じ。

あとがき

私が新興諸国を私の政治理論形成のための思念の対象においたのは、「国家建設」という政治学の永遠の問題に私がからめとられていたからにほかならない。しかし、国家はついに国家のみでなく、そこにそれを担うべき人間がいること、すなわち、人間は国家を手段とするとしながらも、なお国家に依拠するのか、という問題が私には何より重要であつた。

だから、私は行動論的政治学に身を委ねながらも、最初から人間における価値と歴史の問題を離れるわけにはゆかなかつたのである。そこには、権利の主体として、支配をいよいよ非実体化してゆく人間のいとなみの知的部分にたいする共感と、それでいて支配がいよいよ強化される実感とが、国内的・国際的環境のなかで、どうしようもなく私をかりたてたといえる。

だから、私は知性史 (intellectual history) による理解を考えねばならなかつたし、その意味で、人間の可能性を文明に委託しきることには加担できなかつた。それは民主主義とはついに何なのか、の問題に踏みこませたし、文明と対峙的に措定する文化への関心をひきだした。政治文化として人間の問題を考える場合、わが国の政治文化をネガティブにとつていたことは確かである。したがつて、そこには常に《比較》の眼がなければならなかつた。

しかし、政治を政治的意識に直接結びつけて政治的人間を措定することの危険は体得していたつもりである。むしろ人間は、大衆民主主義状況においては、その大部分が政治的惰性を担う形で沈潜する。そうした人たちを意識化させることのみが説かれたが、それがファシズムへの危険性をもっていることも、また分つていた。

むしろ、政治というよりも統治を職業とする少数の人びとに対抗する形での少数集団による政治という様式はないのだろうか、そうした政治理論は現代に有意性をもたないのだろうか、という考え方が鮮烈になつたのは、政治は変動をもつて常

態とする、という考え方にゆきついた時であつた。それが、燎原の火のごとく燃えさかつた大学紛争や人種問題の国際化状況での私の体験に根ざしたことは否定できない。

しかし、新しい人間の可能性を求めたはずの紛争の当事者がイデオロギー化し、その有意性を失つていつた時、私に残されたものは人間のエネルギーにたいする驚嘆と、それが消散することの空しさであつた。このエネルギーはより政治化することで、必ず有意でなければならなかつた。人間の二千年の歴史は、このエネルギーの政治化を革命と私に教えた。しかし、支配者の権力を否定したり、それに抵抗することで何が生まれるのだろうか。そうした実験のもつ歴史の意味は、あらゆる文化的脈絡を同時に集約するだけの能力に依存する。しかも、権力の主体と客体の逆転という方式での人間の可能性の追求は、結局はふたたび逆転するか、さもなければ権力の拡散によつて権力関係を維持するだけのことでしかあるまい。

また同時に、人間の可能性どころか、人間の生存を脅かすにたるだけの問題である公害が世界大に認識され、市民運動が簇生した時、私は篠原一教授のように、それを権力への抵抗運動とはとらえられない自分を見ていた。もちろん、私にしても、この公害によつて人間が現代という歴史的時点を画期することは認識していたし、市民・住民運動が切り開いてゆく政治の道筋を確かなものと見た。しかし、一度、こうした政治的意識をもつた人たちは、永遠に政治的であるはずだ、とするのは何かにたいする知識人たちの政治的焦慮なのではないか。はたして、現代の政治はそんなに現実的に豊かなのだろうか、という疑問が私を打つた。

こうした期待やら失望、そして疑問の中で、おぼろ気に考えられたのが、参加を軸とし、政治に何やら期待をもちきれぬ、それでいて、やはり政治しかないような理論構成への誘いであつた。

参加民主主義論は、アメリカばかりではないけれど、主として市民的不服従や異議申し立てを中心展開されようとしている。本来、この稿は「研究ノート」を予定していただだけに、私はこうした文献渉猟にほとんど手をつけないうままで、この

論文を書いた。したがって、想いばかりが先行してしまつて、ほとんど論文の体をなしていないこと、論旨の重複、不確実さはよく分つている。この「あとがき」からして蛇尾にちがいない。それでも、参加文化を「比較」することと、それを支える理論への要請が私のこれまでとしつかり結びついている。

そのことは、アーモンドのいう比較政治学の発展的解消の私なりの意味づけであり、比較研究の政治学における意義の追求の点では誤りないはずである。